

第二十号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
職員の旅費に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

「第一章 総則」を削る。

第一条第二項中「つど」を「都度」に改める。

第二条第一項第一号を削り、同項第二号中「財務省令」を「国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「」（「公海を含む」）を「（公海を含む。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「ない職員」を「ない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」が認める場合」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、「離れて」の下に「旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号中「区」を「江戸川区（以下「区」という。）」に、「又は他の」を「、他の」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第二条第一項第六号中「扶養親族」を「家族」に、「職員の配偶者」を「内国旅行にあっては職員の配偶者」に改め、「相手方」の下に「（以下「パートナー

シップ関係の相手方」という。～」を加え、～の収入によつて生計を維持している」を「と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び子で主として職員と生計を一にする」に改め、同項に次の一号を加える。

七 遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

第二条第二項及び第三項を削る。

第三条第一項中「その」を「当該」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 職員、その配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。～）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。～） 当該職員

二 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
三 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日
の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住した場合 当該遺族

四 職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う

旅行を必要としない場合を除く。」 当該職員

五 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

第三条第五項中「から第三項まで」を「、第二項、第四項及び第五項」に、「受けなかつた」を「受けなかつた」に、「の金額」を「で区規程で定める金額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「職員」の下に「又は職員以外の者」を加え、「証人」を「証人」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第一項、第二項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例等に特別の定めがある場合その他区費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第一項、第二項及び前二項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が次条第三項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）を受け、若しくは死亡した場合又は次の各号のいずれかに該当する場合において、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で任命権者が別に定める規程（以下「区規程」という。）で定めるものを、旅費として支給することができる。

一 第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

二 第一項及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第十四条、第十六条第一項及び第十九条第二項の規定に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

第三条第二項の次に次の一項を加える。

3

職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号若しくは第二十九条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

第四条の見出しを「（旅行命令等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令

二 前条第四項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第四条第二項中「所属長」を「旅行命令権者」に、「よつては」を「よつては」に、「且つ」を「かつ」に、「旅行命令」を「旅行命令等」に改め、同条第三項中「所属長」を「旅行命令権者」に、「旅行命令を變更（取消を含む。）以下

同じ。」「を「旅行命令等の変更を」に、「自ら」を「自ら」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「基き、これを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に区規程で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第五条の見出し中「旅行命令」を「旅行命令等」に改め、同条第一項中「公務上」を「公務上」に、「止むを得ない」を「やむを得ない」に、「旅行命令」を「旅行命令等」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に、「従つて」を「従つて」に、「所属長」を「旅行命令権者」に改め、同条第二項中「旅行命令」を「旅行命令等」に、「すみやかに所属長」を「できるだけ速やかに旅行命令権者」に改め、同条第三項中「旅行命令」を「旅行命令等」に、「認められなかった」を「認められなかった」に、「従つた」を「従つた」に改める。

第六条から第十三条までを次のように改める。

（旅費の計算）

第六条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのもとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

（旅費の種目）

第七条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

（鉄道賃）

第八条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他区規程で定めるものをいう。次項及び第十一条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

四 座席指定料金

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃

の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分さ

れた鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

第九条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第

二項に規定する船舶運輸事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当する

ものその他区規程で定めるものをいう。次項及び第十一条において同じ。）を

利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五

号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、

公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

二 寢台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。（航空賃）

第十条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他区規程で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であつて、著しく長時間にわたる移動として区規程で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第十一条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を送る交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第十二条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して区規程で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として区規程で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（宿泊手当）

第十三条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、

その額は、通常要する費用の額を勘案して区規程で定める一夜当たりの定額とする。

「第二章 内国旅行の旅費」を削る。

第十四条から第二十一条までを次のように改める。

（転居費）

第十四条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十六条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して区規程で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第十五条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第十六条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。
（渡航雑費）

第十七条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして区規程で定める費用の額とする。
（死亡手当）

第十八条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第三条第二項第五号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して区規程で定める定額とする。

（退職者等の旅費）

第十九条 第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて区規程で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に

規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第二十条 第三条第二項第二号、第三号又は第五号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて区規程で定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第二十一条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第八条第一項各号、第九条第一項各号、第十条第一項各号及び第十一条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六条、第十二条、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第十七条の規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第二十二條から第三十條までを削る。

第三章を削る。

「第四章 雜則」を削る。

第四十條第一項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「区以外の者から旅費の支給を受ける」に、「、その他当該」を「その他」に、「または」を「又は」に、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第二十二條とする。

第四十一條中「所属長」を「旅行命令権者」に、「第四十七條」を「第四十七條第一項若しくは第二項」に、「又はこの」を「、又はこの條例の」に改め、同条を第二十三條とする。

第四十二條に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「外」を「ほか、」に、「任命権者が」を「、任命権者が別に」に改め、同条を第二十四條とする。

附則第二項中「区規則」を「区規程」に、「あつて」を「あつて」に、「てい触」を「抵触」に改める。

附則第四項を削る。

附則第五項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、「種類」を「種目」に改め、同項を附則第四項とする。

別表第一及び別表第二を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第二条第三号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条第一項第一号に規定する所属長が旧条例第四条第一項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第二条第一項第一号に規定する所属長が旧条例第四条第一項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第三号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又

は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第三条第六項及び第七項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 (江戸川区行政不服審査会の設置等に関する条例等の一部改正)
次に掲げる条例の規定中「種類」を「種目」に、「五級の職務にある者相当額」を「額」に改める。

一 江戸川区行政不服審査会の設置等に関する条例(平成二十八年三月江戸川区条例第二号)第八条第二項

二 江戸川区児童福祉審議会条例(令和二年三月江戸川区条例第八号)第八条第二項

三 江戸川区子ども・子育て応援会議条例(令和二年三月江戸川区条例第十五号)第九条第二項

(江戸川区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 江戸川区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十四年四月江戸川区条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「車賃、日当及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費及び

宿泊手当」に改める。

（江戸川区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

7 江戸川区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十月江

戸川区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当」に改める。

（江戸川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

8 江戸川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年

四月江戸川区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の七種」を「その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当の六種」に改める。

（江戸川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

9 江戸川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

（昭和三十一年十月江戸川区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に改める。

（調査、審査等に出頭する者並びに公聴会に参加する者の費用弁償条例の一部

改正)

10 調査、審査等に出頭する者並びに公聴会に参加する者の費用弁償条例(昭和四十一年六月江戸川区条例第十五号)の一部を次のように改正する。
 第二条第二項中「準用し、一般職の三級相当額を支給する」を「準用する」に改める。

(江戸川区建築審査会条例の一部改正)

11 江戸川区建築審査会条例(昭和五十八年三月江戸川区条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「種類」を「種目」に、「五級の職務にある者相当額」を「額」に改め、同項後段を削る。

(説明)

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の改正を踏まえ、職員の旅費制度を変更する必要があるので、本案を提出いたします。